

令和 7 年 3 月

遊佐町農業委員会第 12 回総会議事録

1. 開催日程 令和 7 年 3 月 21 日（金） 午後 1 時 00 分～午後 2 時 40 分

2. 場 所 遊佐町役場 委員会室

3. 会議に付した議案

- | | |
|---------|--|
| 報告事項 1 | 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について |
| 報告事項 2 | 解約について |
| 報告事項 3 | 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について |
| 報告事項 4 | 農用地利用集積計画変更通知書の受理について |
| 報告事項 5 | 賃借料変更通知書の受理について |
| 議第 49 号 | 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について |
| 議第 50 号 | 農地法第 3 条の規定による賃借権設定許可申請について |
| 議第 51 号 | 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について |
| 議第 52 号 | 農地法第 3 条の規定による使用収益権設定許可申請について |
| 議第 53 号 | 農地法第 5 条の規定による賃借権設定許可申請について |
| 議第 54 号 | 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による
農用地利用集積計画の決定について |
| 議第 55 号 | 農地利用集積等促進計画策定に係る要請について |
| 議第 56 号 | 農業委員会事務職員の任免について |

4. 出席委員 (15 名中 13 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
		2	大 谷 浩 夫	3	榊 原 一 男	4	高 橋 敬
5	小田原英史			7	高 橋 正 樹	8	石 垣 建
9	小野寺一博			11	高 橋 晃 弘	12	小 松 正 志
13	前 川 一 城	14	那 須 久 美	15	齋 藤 勝 広	16	佐 藤 充

5. 欠席委員 (2 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	三 浦 祐 輝	10	高 橋 茂 央				

6. 出席農地利用最適化推進委員 (0 名)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名

7. 欠席農地利用最適化推進委員 (0 名)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名

8. 事務局出席者 (2 名)

太田智光事務局長、菅原恵里係長

9. 関係機関・団体等その他出席した者 (0 名 なし)

10. 会議の概要

事務局長	定刻になりましたので、遊佐町農業委員会の3月定例会を開催させていただきます。初めに、本日の出欠の状況報告を榊原懲罰委員長よりお願い致します。 (3番榊原一男委員が举手し、議長が指名する)
3番榊原一男委員	本日の出欠状況を報告いたします。 欠席委員2名、出席委員13名で過半数以上が出席しております。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は成立しております。以上報告を終わります。
事務局	ありがとうございました。それでは、佐藤会長よりご挨拶をお願いします。
佐藤会長	(挨拶)
事務局長	ありがとうございました。 それでは、会議の議長は遊佐町農業委員会 会議規則第4条の規定により、会長があたることになっておりますので、佐藤充会長より議長をお願いします。
議長	それでは、議事に入る前に、会議規則第13条の規定による、議事録署名人の選任を行います。 恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声) それでは、2番大谷浩夫委員と3番榊原一男委員をお願いします。 なお、書記は、事務局の菅原係長を指名します。 それでは、議事に入りますが、事務局長よりありました議第40号 農業委員会の事務局員任命について繰り上げて審議いたします。 係長は一時退席をお願いいたします。 (事務局員 一時退席) それでは、事務局より説明をお願いいたします。 (事務局長が举手し、議長が指名する。)
事務局長	議題56号 農業委員会の事務職員の任命について、遊佐町町長部局の人事異動に関し、職員人事の交流と事務効率の円滑化を図るため、次のとおり本職員の任命を行うものとする。 1. 任免を行う職員 別紙のとおり 令和7年3月21日提出 遊佐町農業委員会会長 佐藤 充 以上でございます。
議長	ありがとうございます。 ただ今の事務局からの議案説明について質疑を行います。発言のある方は挙手願います。 (質問・意見なし) それでは、質疑を打ち切り採決いたします。議第56号について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第56号 農業委員会事務職員の任免については原案のとおり決定いたします。 なお事務局長については、農業委員会の決定結果を課長会議に報告願います。 (事務局員、着席) それでは、総会次第に基づき進行いたします。報告事項について、事務局よ

	り説明願います。 (事務局係長が挙手し、議長が指名する。)
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明お願いいたします。 (事務局が挙手し、議長が指名する。)
事務局	ご説明いたします。 報告事項1. 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、合計 2 件、すべて農地法第 3 条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。 続きまして、報告事項 2. 解約について、番号 9、12 は第三者に利用権設定のため解約するものです。番号 10 は国土交通省による一部買収のため解約をするものです。番号 11 は第三者への所有権移転のため解約するものです。 なお、番号 9、11、12 の関係する案件については、議第 54 号で説明いたします。 報告事項3. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について、番号 46 と 60 は第三者に所有権移転のため解約するものです。関係する案件については、議第 54 号で説明いたします。それ以外は第三者に利用権設定のため解約するものです。 報告事項4. 農用地利用集積計画変更通知書の受理について、当事者の合意により存続期間の変更を行うものです。変更内容は契約終期を令和 11 年 6 月 30 日から令和 17 年 6 月 30 日に変更するものです。 報告事項5. 賃借料変更通知書の受理について、当事者の合意により賃借料の変更を行うものです。 説明は以上です。
議長	只今の報告事項について、何か質問・意見等がありましたらお願いします。 (質問・意見なし) 無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移りますが、事務局長がここで退席になります。 (事務局長退席) それでは、議事につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、齋藤勝広委員長より報告をお願いします。
	(15 番齋藤勝広委員が挙手し、議長が指名する)
15 番 齋藤勝広委員	3 月 14 日に、第 2 会議室で委員 5 名が出席して、農地法、農業経営基盤強化促進法、土地改良法その他関係法令により農用地利用集積計画に係る事前調査及び審議、農地流動の適正斡旋に係る事前協議及び調整のため農地利用調整委員会を開催しましたが、議第 49 号、50 号、51 号、52 号、54 号について特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。
議長	それでは、議第 49 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について、事務局の説明を求めます。 (事務局係長が挙手し、議長が指名する)
事務局係長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明お願いいたします。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	補足説明申し上げます。審査基準書は 1 ページをご覧ください。 農地法第 3 条による所有権移転許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる効率利用、調和要件等の不許可要件については該当しないと考えます。 番号 13、計 2 筆、3,123 m²、総額 140,000 円。 この案件は現地調査を三浦祐輝委員にお願いしていましたので、後ほど

事務局	調査結果のご報告をお願いいたします。 この案件は、この後の基盤法の所有権移転とも関係している案件です。 申請地は去年の6月まで貸借していた方が解約したため、あっせんの依頼があった場所になります。 単価については後ほどの他案件と同様の金額をベースに、申請地は約1/3が畑として利用できない状態のようで、畑として利用できる2,000㎡に値段をつけたものです。 番号14、計1筆、2,481㎡、総額744,300円。 この案件は現地調査を高橋晃弘委員をお願いしていましたので、後ほど調査結果のご報告をお願いいたします。 申請地は譲受人が耕作している場所をそのまま取得するものです。 譲渡人が所有する田はこの1筆のみということで売買の話になり、耕作者の譲受人と合意したものです。 金額については現地の条件を考慮し、高橋晃弘委員に調整していただきました。 事務局からは以上です。
議長	次に、番号14について11番高橋晃弘より現地調査の報告をお願いします。 (11番高橋晃弘委員が挙手し、議長が指名する。)
11番 高橋晃弘委員	はい。報告させていただきます。 譲渡人はお兄さんから引き継ぐ形でこの田を所有することになりましたが、高校卒業後からずっと県外にいるということで、戻ってくる予定もなく、数年前から売買をどうでしょうかと話をしていたようです。 今回、譲受人が買ってよいという話になったようで、話がまとまりました。 現地は地図では平らに見えますが、集落のすぐそばでけっこうな段々がある場所で、一番高いところは農道から2メートル以上の高さがあります。価格についても団の高さや拡張性のなさを考慮し両者合意となったものです。 譲受人もこの田を圃場整備が終わってからずっと作ってきた場所で、近くに他耕作地もあることから問題ないと思います。以上です。
議長	それでは、質疑に入ります。ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし) それでは質疑を打ち切り採決いたします。 議第49号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第49号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、議第50号 農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請について事務局の説明を求めます。 (事務局係長が挙手し、議長が指名する)
事務局係長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明をお願いいたします。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	補足説明申し上げます。審査基準書は3ページをご覧ください。 農地法第3条による賃借権設定許可申請で、第3条第2項の各号に掲げる効率利用、調和要件等の不許可要件については、該当しないと考えます。

事務局	番号 13、計 1 筆、1,064 m²。 この案件は現地調査を齋藤勝広委員にお願いしていましたので、後ほど調査結果のご報告をお願いいたします。 この案件は、先月総会で申請があった借人の案件と事情は同じで、申請書の提出が遅くなったため今月となったものです。 畑を探していた借人から事務局に相談があり、貸人に連絡し貸借で合意となりました。期間と賃料についても、先月総会の案件と同等になります。 事務局からは以上です。
議長	それでは、番号 13 について、15 番齋藤勝広委員より現地調査の報告をお願いいたします。
15 番 齋藤勝広委員	はい。前回の総会で案件が出てきて、先月には間に合わなかったということで。借人はよく頑張っている方で、先日見に行った時に置かれていた堆肥もふられて耕起もされ準備万端というような状態でした。貸人も他の案件と同様に高齢で作るのが難しいということで、作らなくても水利費はかかってくるので、作ってくれる方がいればお任せしたいということでしたので問題ないと思います。以上です。
議長	それでは、質疑に入ります。ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし) それでは質疑を打ち切り採決いたします。 議第 50 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、第 50 号 農地法第 3 条の規定による貸借権設定許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、議第 51 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について、事務局の説明を求めます。 (事務局係長が挙手し、議長が指名する)
事務局係長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明をお願いいたします。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	補足説明申し上げます。審査基準書は 4 ページをご覧ください。 農地法第 3 条による使用貸借権設定許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる効率利用、調和要件等の不許可要件については、該当しないと考えます。 番号 9、計 8 筆、5,014 m²。 この案件は現地調査を小松正志委員にお願いしていましたので、後ほど調査結果のご報告をお願いいたします。 経営移譲のために、親子間で使用貸借するものです。借人は外で勤めており、経営移譲のためではありますが、貸人もまだお元気とのことで、協力して管理していくということです。事務局からは以上です。
議長	それでは、番号 9 について、12 番小松正志委員より現地調査の報告をお願いいたします。
12 番 小松正志委員	はい。3 月 8 日に貸人と話をしまして、中山間地の地区の会長をされている非常に真面目な方で、周りが荒れている場所でも頑張って耕作している方です。借人に引き継ぐということですが、問題ないと思います。以上です。

議長	それでは、質疑に入ります。 ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし) それでは質疑を打ち切り採決いたします。 議第 51 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第 51 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、議第 52 号 農地法第 3 条の規定による使用収益権設定許可申請について、事務局の説明を求めます。 (事務局係長が挙手し、議長が指名する)
事務局係長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明お願いいたします。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	補足説明申し上げます。 農地法第 3 条による使用収益権設定許可申請になります。 番号 1、計 1 筆、14.013184 ㎡。 この案件は、営農型太陽光発電施設用地として使用する区分地上権の設定のために申請されたものです。区分地上権の設定は 3 条の許可ではありますが、耕作による農地利用を行うわけではないため、通常の審査基準については適用が除外されるものとなります。今回設置する太陽光パネルが垂直型ということで、申請面積をどのようにしたらいいか、近隣市町や県に聞いてみましたが事例がないということでしたので、上空からみたパネルの占有面積を積算し、この面積での申請となりました。この後、議第 53 号で支柱部分の転用についての案件が出てまいります、それと関連する案件になります。 審査基準書の 6 頁からを参考にご覧ください。事務局からは以上です。
議長	それでは質疑に入る前に、この件については、15 番齋藤勝広委員に関する案件ですので、齋藤委員は一時退席願います。
	(齋藤勝広委員 一時退席)
議長	それでは、質疑に入ります。 ただいまの議案の事務局説明について、発言のある方は挙手願います。 (11 番高橋晃弘委員が挙手し、議長が指名する)
11 番 高橋晃弘委員	確認ですけれども、これは垂直型のソーラーパネルですか。
事務局	そうです。
	(7 番高橋正樹委員が挙手し、議長が指名する)
7 番 高橋正樹委員	補足ですけれども、現地に行ったときにメーカーの方から話を聞きましたが、幅が 3 メートル間隔をあけて垂直にパネルを 2 枚つなげて立てていくということです。パネルが倒れないように上部でパネル同士をつなげるそうです。足元にはスクリー型の杭を打って設置するようです。多分いくら風が強くても大丈夫だろうという話でした。
11 番 高橋晃弘委員	ありがとうございます。

議長	それでは質疑を打ち切り採決いたします。 議第 52 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第 52 号 農地法第 3 条の規定による使用収益権設定許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。 齋藤委員は着席願います。
	(齋藤委員着席)
議長	それでは、議第 53 号 農地法第 5 条の規定による賃借権設定許可申請について、事務局の説明を求めます。 (事務局係長が挙手し、議長が指名する)
事務局係長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明お願いいたします。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	それでは説明いたします。審査基準書は 6 頁、補足説明書は 1 頁からご覧下さい。 番号 1、計 1 筆、0.24915 m²。 申請理由は営農型太陽光施設用地のためです。 申請地は集落の東側に位置し、10ha 以上の集団農地の中にある、農用地区域内の農地で、営農型太陽光施設用地として、一時転用許可を申請したものです。尚、申請面積は太陽光パネルを設置する支柱の面積となります。 期間は担い手が耕作する農地を利用するため 10 年間で、太陽光パネルの下ではこれまでどおり米を作る予定です。垂直型のパネルのため、稲の生育には影響が少ないと思われます。 土地改良区受益地内ではありますが意見書で他の組合員への影響はないことを確認しており、申請地の東側、西側は貸人の農地であるため周辺の農地への影響もないことから、許可相当と判断しました。 14 日に、高橋土地専門部会長、石垣副部会長、佐藤会長の 3 名で現地調査を行っておりますので、この後報告をお願いいたします。以上です。
議長	それでは、番号 1 について、7 番高橋部会長より現地調査の報告をお願いします。
7 番 高橋正樹部会長	はい、報告いたします。審査基準書の 6 ページと 7 ページをご覧ください。 先ほども少し話をしましたが、今回の案件はこの辺りではやっていない垂直型ソーラーパネルの設置です。田の所有者である貸人には使用料を払うということです。申請地の両隣も貸人の圃場なので他の人には迷惑はかからないので許可相当だと思います。以上です。
議長	次に、8 番石垣副部会長より現地調査の報告をお願いします。
8 番 石垣建副部会長	はい。 垂直型の太陽光パネルということで初めての導入ということです。メーカーも技術的にも経営的にも揉んでここに立ててみようかと貸人をお願いしたと思います。周囲への影響も考えて、まずは立ててみてどういうふうな感じなのか確かめないと、現状では経営としての良し悪しの判断は難しいのかなと見てきました。一度パネルを立ててみて、様子を見てみたらいいと思います。以上です。

議長	次に、私より現地調査の報告をいたします。 ただ今、部会長、副部会長からありましたとおり、やってみないとわからないかなと思います。米は通常の８割以上取ればいいかなと思っています。試験ということで異議はないので問題ないと思います。以上です。 質疑に入る前に、この件については、15 番齋藤勝広委員に関する案件ですので、齋藤委員は一時退席願います。
	(15 番齋藤勝広委員 一時退席)
議長	それでは、質疑に入ります。ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。 (9 番小野寺一博委員が挙手し、議長が指名する)
9 番 小野寺一博委員	パネルは東側を向くのですか。
事務局	西側と東側の両面に付けるようです。
9 番 小野寺一博委員	南側を向いたほうがいいのかと思ったところでした。
議長	田の向きのせいかもしれないですね。畦畔と平行に設置するようなので。
7 番 高橋正樹委員	電柱の近くじゃないといけないという条件も加味して、この田を選んだようです。
9 番 小野寺一博委員	わかりました。
議長	(4 番高橋敬委員が挙手し、議長が指名する)
4 番 高橋敬委員	申請面積がかなり小さいですが、これは支柱の面積ですか。
事務局	田に刺す支柱の面積です。全部で 55 本のようでした。
4 番 高橋敬委員	全部でこの面積ということですか。
事務局	直径 76 ミリを 55 本で掛けると申請面積になります。 補足説明資料の 2 ページに資料があり、計算上の面積は申請面積になります。 違いとしては、先ほどの地上区分権はパネルを使う空間に対してで、5 条は田に刺す支柱のみの面積となります。
4 番 高橋敬委員	わかりました。
議長	他にありませんか。 (質問、意見なし) それでは質疑を打ち切り採決いたします。 議第 53 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第 53 号 農地法第 5 条の規定による賃借権設定許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。 齋藤委員は着席願います。
	(齋藤委員着席)

議長	次に、議第 54 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画の決定について事務局の説明を求めます。
事務局係長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明お願いいたします。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	補足説明申し上げます。審査基準書は 10 ページからご覧下さい。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、遊佐町長から農用地利用集積計画の決定を求められております。 内訳につきまして、(1) 所有権移転は 8 件、(2) 利用権設定は 67 件、(3) 利用権移転はなしとなっております。 計画の内容が審査基準に適合するかは、審査基準書をご覧ください。 計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 それでは個別に説明します。(1) 所有権移転について。 番号 31、計 1 筆、3,348 m²、総額 234,360 円。 番号 32、計 1 筆、1,126 m²、総額 78,820 円。 番号 33、計 3 筆、5,128 m²、総額 358,960 円。 番号 34、計 2 筆、1,854 m²、総額 129,780 円。 これらの案件は先ほど議第 49 号で説明した譲渡人のあっせんに関連する案件になります。また、現地調査は番号 31 を小野寺委員、番号 32 から 34 を三浦委員にお願いしていましたので、後ほど調査結果のご報告をお願いいたします。 各案件でそれぞれの譲受人が所有地に隣接する場所を取得するもので、単価はすべて同じになります。各案件の詳細については議案書と審査基準書をご確認ください。 番号 35、計 1 筆、784 m²、総額 10,000 円。 この案件は現地調査を那須委員にお願いしてましたので、後ほど調査結果のご報告をお願いいたします。 この案件は申請地に隣接する田に所有権移転の話が出たため、それに合わせてこちらも所有権移転で合意したものです。 申請地とその隣の田は元々、給水栓が南側、北側に排水溝と進入路とそれぞれ片側にしかなく、非常に不便な場所のため、隣同士で併せて話が進められていたようです。 番号 36、計 1 筆、4,874 m²、総額 2,437,000 円。 この案件は現地調査を高橋正樹委員にお願いしてましたので、後ほど調査結果の報告をお願いいたします。 申請地は譲受人の永代小作地となっている場所で、譲受人父が複雑な権利関係を整理しておいたほうが良いと考え、譲渡人に相談し合意となったものです。 番号 37、計 4 筆、10,305 m²、総額 5,152,500 円。 この案件は現地調査を榊原委員にお願いしてましたので、後ほど調査結果のご報告をお願いいたします。 この案件は譲受人が貸借している場所をそのまま取得するものです。 ノリ面が高く管理が大変な場所のようで、榊原委員からは両者の話合いの金額より少し落とした金額で良いのではとの話があり、事務局から当事者に伝え

事務局	ましたが譲渡人の希望額で良いとの意向で合意となりました。 番号 38、計 1 筆、65 m²、総額 3,250 円。 この案件は現地調査を石垣委員にお願いしていましたので、後ほどご報告をお願いいたします。 申請地は、譲渡人が場所も良く分からない状態だったようで、現地が草だらけになっていると思っていたそうですが、実際はきれいに管理されていたため、隣を耕作する譲受人に相談し売買で合意したとのこと。 続きまして、(2)利用権設定について、今回申請のあったのは、番号 180 から 246 の 67 件になります。詳細については議案書をご確認ください。各案件について補足説明いたします。 審査基準書は 6 ページからご覧ください。 新規設定の案件について個別に説明いたします。 番号 180、183、184、この 3 件は現在の耕作者が離農するため、新しい耕作者として、それぞれが合意したものです。 番号 181、この案件は期間満了を機に新しい耕作者として借人と合意したものです。 番号 196、この案件は去年の大雨でハウスが使えなくなったため、借人がハウスを建てる場所を探しており、貸人と合意したものです。 番号 213、215 から 224、これらは現耕作者の耕作が難しくなったため、新しい耕作者として借人と各所有者が貸借で合意したものです。 番号 225 から 231、これらの案件は今までの耕作者が亡くなったため、新しい耕作者として借人と各所有者で貸借の合意となったものです。 番号 243、この案件は、新たに中間管理機構を通して権利設定するものです。また、中間管理機構を通す案件については地図を省略しております。 番号 245 から 246、この 2 件は、今までの貸借契約を解約し、新しい耕作者として法人に貸付けるものです。事務局からの説明は以上です。
議長	それでは、(1) 番号 31 について、9 番 小野寺一博委員より現地調査の報告をお願いします。 (9 番小野寺一博委員が挙手し、議長が指名する)
9 番 小野寺一博委員	はい。3 月 9 日に譲受人に話を聞きました。 買い取った後はイチジクを植えるということでした。所有地隣の畑ですので問題ないと思います。以上です。
議長	次に、番号 35 について、14 番 那須久美委員より現地調査の報告をお願いします。 (14 番那須久美委員が挙手し、議長が指名する)
14 番 那須久美委員	はい。報告いたします。審査基準書は 13 ページの上になります。 3 月 10 日に現地を確認して、譲受人と譲渡人にそれぞれ話を聞きました。 申請地は去年、米を作付けしているようでした。この田は南側に給水栓、北側に排水溝と進入路がありますが、畦畔があるため後から南側に進入路を付けたようです。今回は申請地のみでしたが、隣接する田も所有権移転する予定なので、今後は畦畔を取り除いて米を作付けする予定だそうです。譲受人はまだまだ働き盛りなので問題ないと思います。以上です。
議長	次に、番号 36 について、7 番 高橋正樹委員より現地調査の報告をお願いします。 (7 番高橋正樹委員が挙手し、議長が指名する)

7 番 高橋正樹委員	はい、報告いたします。審査基準書の 13 ページ下の地図です。 譲受人の父から連絡があり、永代小作で作ってきたが権利関係が複雑なので、後々倅に迷惑が掛からないように田を買うことにしたということで相場を教えてほしいと言われ伝えと、その後すぐ話がまとまった案件です。今までどおりきちんと管理していくという話でしたので問題ないと思います。以上です。
議長	次に、番号 37 について、3 番 榊原一男委員より現地調査の報告をお願いします。 (3 番榊原一男委員が挙手し、議長が指名する)
3 番 榊原一男委員	はい、審査基準書は 14 ページの上です。 3 月 7 日に譲受人と譲渡人に話を聞きました。両者は親戚関係で今までも譲受人が耕作していましたので、機械、労働力なども問題ないと思います。以上です。
議長	次に、番号 38 について、8 番 石垣建委員より現地調査の報告をお願いします。 (8 番石垣建委員が挙手し、議長が指名する)
8 番 石垣建委員	はい。審査基準書は 14 ページの下地図です。 3 月 7 日に譲渡人の家族と現地を見てきました。現状は申請地の隣を所有している譲受人と一緒に耕作したような痕跡があつて、地目は田ですが畑という状況でした。 譲渡人の家族はこんなところに農地があるとは思わなかったということで、現地は荒れていると思つて行つたが、畑として管理されていたということです。譲受人は兼業ですが、機械など所有していて、小さな畑もしっかり管理していたということで購入となったようです。これからも畑として使つていくと譲受人に確認を取りましたので問題ないと思います。以上です。
議長	それでは、(1) 番号 34 について審議いたします。この案件は、9 番 小野寺一博委員に関する案件ですので、小野寺委員は一時退席願います。
	(小野寺一博委員 一時退席)
議長	それでは質疑に入ります。何か質問・意見等はございますか。 (質問・意見なし) それでは質疑を打ち切り採決いたします。 議第 54 号 (1) 番号 34 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (委員全員挙手) 全員賛成ですので、この件について原案のとおり許可することに決定いたします。小野寺委員は着席願います。
	(小野寺一博委員 着席)
議長	次に、(1) 番号 38 について審議いたします。 この案件は、4 番 高橋敬委員の同居する家族に関する案件ですので、高橋委員は一時退席願います。
	(高橋敬委員 一時退席)
議長	それでは質疑に入ります。何か質問・意見等はございますか。 (質問・意見なし) それでは質疑を打ち切り採決いたします。議第 54 号 (1) 番号 38 について、

議長	原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (委員全員挙手) 全員賛成ですので、この件について原案のとおり許可することに決定いたします。高橋委員は着席願います。
	(高橋敬委員 着席)
議長	次に、(2) 番号 245、246 について審議いたします。 この案件は、11 番 高橋晃弘委員と私に関する案件ですので、会長代理の齋藤委員に議長を交代いたします。 (議長を齋藤委員と交代)
議長 (齋藤委員)	暫時の間、議長の職を務めさせていただきます。 それでは、高橋委員と佐藤会長は一時退席願います。
	(高橋晃弘委員、佐藤会長 一時退席)
議長 (齋藤委員)	それでは (2) 番号 245、246 について審議いたします。 何か質問・意見等がございますか。 (質問・意見なし) 無いようですので、質疑を終了し採決いたします。(2) 番号 245、246 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、この件について原案のとおり許可することに決定いたします。高橋晃弘委員、佐藤会長は着席願います。
	(高橋晃弘委員、佐藤会長着席)
議長 (齋藤委員)	それでは、佐藤会長と議長を交代いたします。
	(佐藤 充会長 議長席へ)
議長	最後に、ただいま審議いただいた案件以外について審議いたします。 何か質問・意見等がございますか。 (8 番石垣建委員が挙手し、議長が指名する)
8 番 石垣建委員	番号 31 から 34 は金額が統一されているようですが、担当委員はこの周辺は特別な条件不利がない畑はこのくらいと相談されたのでしょうか。
	(7 番高橋正樹委員が挙手し、議長が指名する)
7 番 高橋正樹委員	はい。私も現地を小野寺委員、三浦委員と一緒に現場を見て 10 万円くらいだろうと話しましたが、三浦委員からトラクターで掘り返すと石がゴロゴロと出てくるよと話がありまして、少し下げた金額が妥当だろうと 3 人で話し合いました。
8 番 石垣建委員	わかりました。
議長	その他何かご意見等ございますか。 (質問・意見なし) 無いようですので、質疑を終了し採決いたします。議第 54 号 (1) 番号 31、34、38、(2) 番号 245、246 以外の案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (委員全員挙手)

議長	全員賛成ですので、議第 54 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、議第 55 号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請について、事務局の説明を求めます。 (事務局係長が挙手し、議長が指名する)
事務局係長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明お願いいたします。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	それでは説明いたします。中間管理機構に預けている出し手の契約は解約せず、受け手のみを変更する促進計画の案件になります。 総会議案書の 48 ページをご覧ください。 1 番のみになります。現在の耕作者から新耕作者に受け手を変更するものです。申請地は新耕作者が現在耕作している農地に隣接する細長い筆であり、実質耕作地に含まれている状態のため、現状に合わせて受け手を変更するものになります。 この案件は、令和 6 年 11 月総会で一度審議されましたが、借人の事情により令和 7 年 1 月総会で取下げの報告となりました。借人の事情が解決したため今回改めて審議するものになります。説明は以上です。
議長	質疑に入る前に、この案件は、4 番 高橋敬委員と 8 番 石垣建委員に関する案件ですので、高橋委員と石垣委員は一時退席願います。
	(高橋敬委員、石垣建委員 一時退席)
議長	それでは質疑に入ります。何か質問・意見等はございますか。 (質問・意見なし) それでは質疑を打ち切り採決いたします。 議第 55 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (委員全員挙手) 全員賛成ですので、原案のとおり許可することに決定いたします。高橋委員と石垣委員は着席願います。
	(高橋敬委員、石垣建委員 着席)
議長	予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。 (委員、事務局共になし) ないようですので、これで 3 月の定例総会を閉会します。ご協力ありがとうございました。